

笠岡市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

笠岡市議会の議員の定数を定める条例（平成22年3月3日条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

参 考

改 正 の 要 点

笠岡市議会の議員定数について、所要の改正をすることとした。

1 笠岡市議会の議員の定数を改めた。

区 分	改 正 後	改 正 前
議員定数	20人	22人

2 施行期日

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。